島根原子力発電所第２号機 審査資料	
資料番号	NS2-基-008
提出年月日	2021 年 12 月 24 日

基本設計方針に関する説明資料

【第８条　立入りの防止】

・要求事項との対比表

（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－７）

・条文の設計の考え方

（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－６）

・先行審査プラントの記載との比較

2021年12月

中国電力株式会社

本資料のうち，枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

赤色：様式６に関する記載（付番及び下線） 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	茶色：設置許可と基本設計方針(後) 緑色：技術基準と基本設計方針(後) 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（ＤＢ）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備　考
（立入りの防止） 第八条　工場等には，人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁，柵，塀その他の人の侵入を防止するための設備を設け，かつ，管理区域である旨を表示しなければならない。①，④ 【解釈】 １　第１項及び第３項に規定する「みだりに」とは，不注意又は知らずに容易に立ち入ることをいう。①，③，④ ２　「工場等」とは，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第７条第１項第２号に規定する「工場又は事業所」のことをいう。①，②，④	発電所には，人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設け，かつ，管理区域である旨を表示する設計とする。	発電所には，人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設け，かつ，管理区域である旨を表示する設計とする。 ①【8 条 1】	該当箇所なし －　以　下　余　白　－	該当箇所なし －　以　下　余　白　－	・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 6.　その他 6.1　立ち入りの防止
２　保全区域（実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。以下この項において同じ。）と管理区域以外の場所との境界には，他の場所と区別するため，柵，塀その他の保全区域を明らかにするための設備を設けるか，又は保全区域である旨を表示しなければならない。②，④	保全区域と管理区域以外の場所との境界には，他の場所と区別するため，壁，柵，塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計，又は保全区域である旨を表示する設計とする。	保全区域と管理区域以外の場所との境界には，他の場所と区別するため，壁，柵，塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計，又は保全区域である旨を表示する設計とする。 ②【8 条 2】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・立ち入りの要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 6.　その他 6.1　立ち入りの防止

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第８条　立入りの防止】

赤色：様式６に関する記載（付番及び下線） 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	茶色：設置許可と基本設計方針(後) 緑色：技術基準と基本設計方針(後) 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備　考
３　工場等には，業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため，柵，塀その他の人の侵入を防止するための設備を設けるか，又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし，当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は，この限りでない。③，④	発電所には，業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計，又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし，当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。	発電所には，業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計，又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし，当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。 ③【8条3】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 6.　その他 6.1　立ち入りの防止
【解釈】 ３　第３項に規定する「当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合」とは，河川，沼，湖，海，断崖等で当該区域の境界が設定されているような場合であって，当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合をいう。 ③，④	管理区域，保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については，保安規定に基づき，その措置を実施する。	管理区域，保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については，保安規定に基づき，その措置を実施する。 ④【8条4】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・立ち入りの防止についての措置を，保安規定に基づいて実施する旨を記載。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 6.　その他 6.1　立ち入りの防止
－ 以 下 余 白 －	－ 以 下 余 白 －	－ 以 下 余 白 －			－ 以 下 余 白 －	－ 以 下 余 白 －

－：該当なし
※：条文全体に関わる説明書

様式－6

各条文の設計の考え方

第８条（立ち入りの防止）

１．技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方

No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	管理区域内への立ち入りの防止のための設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1,2	－
②	保全区域と管理区域以外の場所との境界を区別するための設備	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	2項	2	－
③	周辺監視区域内への立ち入りを制限するための設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	3項	1,3	－
④	要求事項を担保するための運用	技術基準規則の要求事項を担保するために必要な運用を記載する。	1項 2項 3項	1,2,3	－

２．設置許可本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	説明資料等
－	－	－	－

３.設置許可添八のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	説明資料等
－	－	－	－

４．詳細な検討が必要な事項

No.	記載先
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
－	工場又は事業所の概要を明示した地形図
－	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
－	人が常時勤務し，又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書
－	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書

東海第二発電所（2018.10.12版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所7号機　（2020.9.25版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所　2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		6.　その他 6.1　立ち入りの防止 発電所には，人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設け，かつ，管理区域である旨を表示する設計とする。 【8条1】 保全区域と管理区域以外の場所との境界には，他の場所と区別するため，壁，柵，塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計，又は保全区域である旨を表示する設計とする。 【8条2】 発電所には，業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため，柵，塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計，又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし，当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。 【8条3】 管理区域，保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については，保安規定に基づき，その措置を実施する。 【8条4】	